

8月の乳幼児の健康診査

\*該当月に受けられない場合は子育て支援課または各支所保健福祉課へ連絡してください

地域	内容	対象	日	受付時間	場所
一関 花泉	3～4カ月児健診	28年4月1日～16日生まれ	24☉	12:45～13:00	一関保健センター
		28年4月17日～30日生まれ	25☉		
	9～10カ月児相談	27年10月1日～16日生まれ	24☉	8:45～ 9:00	
		27年10月17日～31日生まれ	25☉		
	1歳6カ月児健診	27年1月1日～17日生まれ	18☉	12:45～13:00	
		27年1月18日～31日生まれ	19☉		
2歳6カ月児歯科健診	26年2月1日～13日生まれ	18☉	8:45～ 9:00		
	26年2月14日～28日生まれ	19☉			
3歳児健診	25年2月1日～15日生まれ	4☉	12:45～13:00		
	25年2月16日～28日生まれ	5☉			
大東 千厩 東山 室根 川崎 藤沢	3～4カ月児健診	28年4月生まれ	30☉	12:45～13:00	川崎防災センター
	9～10カ月児相談	27年10月生まれ	23☉	9:00～ 9:15	千厩保健センター
	1歳6カ月児健診	27年1月生まれ	25☉	12:45～13:00	
	2歳6カ月児歯科健診	26年2月生まれ	23☉		
	3歳児健診	25年2月生まれ	24☉		

\*きょうだいなどの同伴でお手伝いが必要な人は託児スタッフが対応します。健診日の2週間前まで申し込んでください

☎子育て支援課（一関保健センター内）または各支所保健福祉課

information

ふれあいひろば

☎一関子育て支援センター ☎21470

就学前の子供と保護者が、自由に遊んで交流を深めます。保育士・専門スタッフが子育ての相談にも応じます。

◇日時…①～④9:30～15:30、⑤・第1⑥・第3⑦13:30～15:30(⑧を除く)

◇場所…一関保健センター

リレー・フォー・ライフ・ジャパン2016いわて

☎実行委員会事務局 ☎210554

「がんに負けない社会」の実現と、がん患者とその支援者を応援するチャリティーイベントです。

◇日時…9月10日④～11日⑤12:00

◇場所…観自在王院跡(平泉町毛越寺となり) \*参加者、スタッフを募集中

いわて自死遺族フォーラムIN一関・パネル展

☎一関保健所 ☎21415

自死に対する偏見をなくし、当事者の尊厳を重んじた地域の取り組みを考えるフォーラムです。

◇日時…①9月3日④13:45～16:30②9月2日⑤9:00～9月3日④16:00(①はフォーラム、②はパネル展)

◇場所…川崎市民センター

◇内容…①自死 追い詰められた死を考える ②自死遺族の思いを伝えるパネル展

医療と介護の窓

～みんなで守ろう地域医療～



文：岩手県南広域振興局保健福祉環境部

いつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしを

いわゆる団塊の世代は、2025年に75歳以上になり、後期高齢者医療制度の対象になります。そのため、医療や介護の需要が大きくなることが予測されています。

住み慣れた地域や自宅で、安心して生き生きと自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

地域包括ケアシステムの構築には「在宅医療と介護の連携推進」「在宅を支える住まいづくり」「認知症対策の推進」「生活支援サービスの充実」「介護予防の推進」などのさまざまな取り組みが重要です。

例えば、在宅医療・介護連携の推進は、医療や介護が必要になったときは、関係機関が連携して、医

師、看護師やリハビリテーションの専門職、介護職などの多職種協働による在宅医療・介護連携を推進。住み慣れた地域や自宅で自分らしく生活できるよう応援します。

県では、これからも市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

また、介護予防のため①ウォーキングや体操などの適度な運動をする②家の中に閉じこもらず、外出して交流の機会をもつ③バランスのよい食事をとる④食物をかんだり、飲みこんだりする機能を向上させる一などの取り組みを日々行うことが大切です。

いつでも相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」をもつことも大切なことです。

☎健康づくり課（一関保健センター内）

# 1 児童扶養手当と特別児童扶養手当について

現在、手当を受給している人は、8月に現況届を提出してください。

## 児童扶養手当

児童扶養手当を受給できるのは①児童の父母が離婚している②児童の父または母が▼死亡▼重度障がい▼行方不明▼配偶者からの暴力により保護命令を受けている▼刑務所などへ収容されている③未婚の母が産した一などの要件に該当する児童を養育する母、父または養育者(児童の祖父母など)です。

◇受給期間：児童が満18歳になる年度の年度末(児童に障がいがある場合は、満20歳になる誕生日)まで

◇手当月額：対象1世帯につき所得に応じて9990円(4万2330円 \*児童が2人以上の場合 加算あり(第2子は最大1万円。第3子以降は最大6千円/人。加算額は8月分から増額)

◇対象とならない場合：手当を受ける父または母が、事実上の婚姻関係にある場合など

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当を受給できるのは、精神または身体に障がいのある児童の保護者です。障がいの程度によって、手当の等級や該当の有無を決定します。

◇受給期間：児童が満20歳になる誕生日まで

◇手当月額：5万1500円(1級)または3万4300円(2級)

◇対象とならない場合：児童が①社会福祉施設に入所している②障がいを事由とする年金を受給できる一のいずれかの場合

## 所得制限による支給停止について

いずれの手当も、本人・同居親族のいずれかが所得制限限度額を超えた場合、受給資格の認定だけとなり、翌年度に所得要件が該当するまでの間、支給が停止します。

## 8月中に現況届を提出してください

現在手当を受給している人は、8月が資格更新時期です。対象者には案内を送付します。現況届を左記の窓口へ直接提出してください。

☎子育て支援課 ☎2172 または各支所保健福祉課

# 2 あなたの撮った一枚が写真集になります 一関市写真集「郷の煌き」(さとのきらめき)

市内の新聞社や印刷会社で構成する一関市写真集編集委員会は、合併で広域化した一関の各地域の魅力を百景・300枚の写真でつづる写真集「郷の煌き」を作成します。作成にあたり、市内の風景・行事・街並み・伝統文化・暮らしなど、皆さんが撮影した自慢の写真を募集します。

## 募集する写真

昭和20年代から現在までの①心情を温めた豊かな自然②「結」の心を感じる地域行事③暮らしに彩りをつけるまちのにぎわい④伝統を守ってきた節のしきたり⑤日々の暮らしにある1コマ⑥市の節目となる出来事⑦自然災害の記録一などの写真を募集します。

## 募集要項

①プリント(キャビネ判以上のサイズ)またはプリント+JPEGデータ(またはRAWデータ)で応募する②写真や個人情報は、写真集の編集のためだけに使用する③応募に係る経費は、応募者が負担する④応募者が自ら作成した未発表・未応募のものに限る⑤採用作品の著作権、その他全ての権利は編集委員会に無償で帰属する⑥採用作品を一部編集する場合は⑦応募作品は原則返却しない(返却を希望する場合は応募用紙に記入) \*応募した写真が必ず掲載されるとは限りません。また、写真の被写体の肖像権などに関わる問題が発生した場合、応募者の責任で対処するものとします

## 写真の選定

プロカメラマンを含む写真選定委員会で選定します。採用写真には、提供者の氏名を写真集に掲載します。 \*採用された人には、撮影時の様子などについて寄稿や取材を依頼する場合があります

## 応募方法

8月31日④までに、応募用紙に①氏名②電話番号③住所④タイトル⑤応募した理由⑥撮影者名⑦撮影場所⑧撮影年月⑨写真返却希望の有無一を記入し、作品と一緒に下記に提出してください。応募用紙は、市役所本庁・各支所、各市民センターで配布します。 \*市ホームページからもダウンロード可

【応募先】(編集委員会) ▶〒021-0822 東台14-37 岩手日日新聞社 ▶〒029-4102 平泉町平泉字佐野原21 川嶋印刷(株) ▶〒029-0803 千厩町神ノ田30-9 トーバン印刷(株) ▶〒021-0031 青葉町1-7-24 (株)一関プリント社(株) (市役所など) ▶〒021-8501 竹山町7-2 一関市役所広聴広報課または各支所地域振興課

☎一関市写真集編集委員会事務局(川嶋印刷(株)) ☎46161 / 電子メール harada@kpc.co.jp

